

建設業のお客様へ 法改正のお知らせ

平成27年4月から以下のような法改正があります。ご確認ください。

1. 経営事項審査の改正について

(1) 建設機械の加点対象範囲が拡大されました！

平成27年4月以降の審査より、以下の建設機械を保有またはリース契約していると加点評価の対象となります。念のため対象となる建設機械の保有またはリース契約の有無を再度ご確認くださいようお願い申し上げます。

加点対象建設機械

新しく追加されました

名称	範囲
ショベル系堀削起機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
大型ダンプ車	車輛総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの

所有台数に応じて1台につき1点の加点（最大15点）となります。

必要書類

保有状況の確認のため	売買契約書もしくはリース契約書（1年7ヶ月以上のリース契約）のコピー
機械の正常作動の確認のため	特定自主検査記録表等のコピー

(2) 若年技術職員がいる事業者に加点されるようになりました！

平成27年4月以降の審査より、**35歳未満の技術職員**（若年技術職員）がいる事業者に対して、以下の2点が加点評価の対象となります。

- ① 技術職員名簿に記載されている35歳未満の技術職員の割合が、**技術職員名簿全体の15%以上**ある場合、**一律1点加点**となります。
- ② 前回経審時には記載されておらず、新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員の割合が、**技術職員名簿全体の1%以上**ある場合、**一律1点加点**となります。

2. 建設業法の改正における役員の範囲の拡大について

建設業法の改正における役員の範囲の拡大に伴いまして、許可申請書の記載事項対象の「役員」を「役員等」とすることになりました。

通常「役員」とは、代表取締役や取締役のことを指しますが、「役員等」となることで、取締役以外でも同等の支配力を有する者も記載事項の対象となります。

「役員等」の範囲・・・「代表取締役・取締役・相談役・顧問・総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」

平成27年3月31日までに就任した場合は、届出は不要ですが、平成27年4月1日以降に、就任した場合は、変更届出等が必要になります。ご注意ください。